

## 芝第2・第5地区まちづくり勉強会 会則

### (名称)

第1条 この会は、芝第2・第5地区(大字芝字塚越田中、字樋ノ爪、字神戸、字峰町、字梅ヶ坪、字宮根、字勝堀合の各一部、字辻の全部)まちづくり勉強会(以下「勉強会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 勉強会は、芝第2・第5地区土地区画整理事業予定区域内において、将来のまちの姿を考え、自ら安全で快適な住みよい環境を創造することを目標に、まちづくり提案書の方針を基本として、地区住民と行政が協働で検討・意見交換を行い、本地区のまちづくりを推進することを目的とする。

### (対象区域)

第3条 芝第2・第5地区(約43ha)を対象とする。(別添図面参照)

### (勉強会の構成)

第4条 勉強会は、次の者をもって構成する。(以下「委員」という。)

- (1) 町会からの推薦者 20名
- (2) 公募による選出者 10名以内(別添、委員公募要領による。)

### (活動内容)

第5条 勉強会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。また、委員は、委員相互の立場を理解し、協議した内容について合意に達するよう努め、検討結果については相互に尊重するものとする。

- (1) 短期的に整備が可能な内容についての検討。
- (2) まちづくりの計画、ルールについての検討。
- (3) その他、まちづくりを進めるために必要な事項。

### (委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

### (事務局)

第7条 勉強会の事務は川口市が行い、勉強会の事務局を川口市都市整備部区画整理課に置く。

### (会則の改正)

第8条 この会則に変更の必要が生じた場合は、勉強会において検討のうえで改正することができる。

### 附 則

- 1 この会則は、平成23年12月17日から施行する。
- 2 平成23年度選出の委員の任期は平成23年12月17日から平成26年3月31日までとする。

芝第2・第5地区  
まちづくり勉強会  
検討対象区域

凡 例

芝第2・第5地区  
まちづくり勉強会  
検討対象区域

蕨芝線・芝神根線  
沿道協議会で別途検討

